

処 分 基 準

令和7年3月31日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第6条第1項及び第2項
処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第4条（許可の基準）
処 分 基 準： 古物営業法第6条第1項各号又は第2項に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、古物営業の許可の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって法第4条第11号に該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：